

火の取り扱いには十分注意を 春季全国火災予防運動

3月1日(日)から7日(土)は、春季全国火災予防週間です。「ひとつずつ、いいね!」で確認「火の用心」をスローガンに、全国で運動が実施されます。寒い日が続き、家庭や職場でストーブ等の暖房器具など火を使用する機会も多く、また、空気が乾燥しているため火災が発生しやすくなっています。昨年の市内における火災件数は19件で、うち8件が建物火災でした。

全国的な火災の出火原因は1位たばこ、2位放火、3位コンロとなっており、その多くが火気の取り扱いの不注意や不始末から発生しています。火の取り扱いには十分注意し、火の用心を心掛けましょう。

◆住宅用火災警報器を設置していますか
すべての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。



なお、山武郡市広域行政組合消防本部では、住宅用火災警報器の取付支援を実施しています。住宅用火災警報器を購入したものの、ご自身で取り付けることが困難な高齢者

「消防団応援の店」を募集

◆消防団応援の店とは

地域のために頑張る消防団を応援するという趣旨に賛同していただき、消防団応援の店として登録していただける事業所や飲食店等を募集しています。

応援カードを提示した消防団員とその家族、同伴者に対して、買い物割引やポイントの加算など、さまざまな優遇サービスを提供していただくことで、地域全体で消防団活動を盛り上げ、地域活性化に繋げることが目的です。

▶登録方法=申請書を記入の上、安全対策課に持参、ファクスまたはメールで提出。

詳細は市ホームページをご覧ください。

団・安全対策課消防防災班

☎0475(70)0303

☎0475(72)8454

✉anzen@city.oamishirasato.lg.jp



▲表示証デザイン



▲受賞者の皆さん

「社会を明るくする運動」 作文コンテスト

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の無い明るい社会

を築こうとする全国的な運動です。次代を担う小・中学生

に、この運動への理解を深めてもらおうと作文コンテストが行われ、多くの児童生徒のから応募があり、次の方々が入賞されました。

※敬称略

- 千葉県小学校長会賞
松村 咲希(瑞穂小5年)
- 千葉県保護司会連合会長賞
上代 裕美子(白里中3年)
- 山武地区推進委員会委員長賞
戸邊 愛子(大網小6年)
- 市長賞
松野 にこ(大網小6年)
- 伊藤 彩音(大網中3年)
- 市保護司会長賞
大窪 結円(大網小6年)
- 重宗 海斗(瑞穂小4年)
- 片岡 あずさ(瑞穂小6年)
- 三木 咲空(増穂中1年)
- 佐久間 羅衣(増穂中3年)

市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

消防団員募集

市消防団では、消防団員を募集しています。消防団は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき災害から地域を守っています。

〈消防団とは〉

Q. 消防団って何?

A. 消防団は、消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動を行う、消防組織法に基づいた消防組織です。

消火活動はもちろん、地震や風水害など大規模災害時の警戒巡視、避難誘導、救助・救出などの活動を行います。

女性も入団でき、本市でも現在8人の女性消防団員が救命講習の指導補助や、防火広報活動などで活躍しています。

Q. 入団の資格は?

A. 年齢が満18歳から満50歳で、市内在住か在勤の健康な方なら入団できます。

団安全対策課消防防災班

☎0475(70)0303



住宅防火

いのちを守る7つのポイント

◆3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

◆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する。
- ・寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る。

団安全対策課消防防災班

☎0475(70)0303

安全安心コーナー

子どもには危険がいっぱい!

子どもを狙った犯罪は、後を絶ちません。子どもたちに「自分の身は自分で守らなければならない」ことを指導し、危機回避能力を身に付けさせておきましょう。

危機回避のための5つの約束「いか・のお・す・し」は被害回避の手段として非常に有効です。子どもに体感的に理解させておきましょう。

「いか」行かない=知らない人について行かない
「の」乗らない=知らない人の車に乗らない
「お」大声を出す=「助けて」と大きな声を出したり防犯ブザーを鳴らす
「す」すぐ逃げる=怖かったら大人がいる方にすぐ逃げる
「し」周りの人に知らせる=どんな人が何をしたのか家の人や警察に知らせる

◆守っていただきたいこと
・通学路は変更しない
・帰り道は、一人で帰らない
・見通しの悪い交差点は、左右の



東金警察署管内安全安心キャラクター「とうがめくん」

確認をしっかりする
・学校帰りは寄り道せず、まっすぐ帰る
・出掛ける時は、必ず、行き先や誰と一緒に家族の人に話す
・不審者を見つけた場合は、近くの家に助けを求め
・防犯ブザーを持ち、1か月に一回は電池の確認をする
東金警察署生活安全課
☎0475(54)0110

●今月の移動交番開設日

開設場所	開設予定日	開設時間
セブイレブン 季美の森店	10日(火)	10時~11時30分
ケヨー-D2 大網永田店	3日(火)	14時~15時
主婦の店 大網店	17日(火)	10時~11時30分
主婦の店 大網店	6日(金)	14時~15時
大網店	25日(水)	10時~11時30分
農村環境改善センター いずみの里	3日(火)	10時~11時30分
みどりが丘 自治会館	26日(木)	14時~15時
ショッピングセンター アミィ	11日(水)	14時~15時
大網白里市役所	26日(木)	10時~11時30分
国保大網病院	26日(木)	10時~11時30分

●合同パトロール予定

集合場所	実施日	集合時間
増穂北小学校	9日(月)	14時30分

市営駐輪場の定期利用申請の受付を開始

市営駐輪場の令和2年度定期利用(令和2年4月~令和3年3月分)の受付を開始します。定期利用をご希望の方(継続者含む)は、申請書の記入と提出をお願いします。

なお、普通自動二輪車(125cc未満)を含むすべての受付場所が駐輪場管理入室となりますので、ご注意ください。早めの申請手続きをお願いします。

- ▶申請可能な自転車等=1人につき1台限り
- ・自転車
- ・50cc以下の原動機付自転車
- ・125cc未満の普通自動二輪車(第3駐輪場のみ30台まで利用可)
- ▶受付開始日=3月13日(金)
- ▶受付場所・日時=駐輪場管理入室(第1駐輪場内)・毎日5時~22時
- ※市役所での受付不可。

〈駐輪場利用に関するお願い〉

駐輪場は多くの方が利用しています。駐輪場を快適に利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。また、

時間に余裕をもってご利用ください。

◆駐輪場の利用について

- ・利用時間は、5時から翌日1時までです。
- ・一時利用では、1時を超えて駐輪した場合、翌日分の利用料が発生します。
- ・駐輪場は、駐輪場所を提供するもので自転車等をお預りするものではありませんので、利用者個人の責任で自転車等の管理をお願いします。
- ・盗難防止のため必ず施錠をしてください。
- ・自転車等を置く場所の指定はありませんが、多くの方が利用できるよう端から並べて駐輪してください。
- ・駐輪場内では、危険防止のため乗車走行は禁止です。原動機付自転車は必ずエンジンを切り、自転車・原動機付自転車から降りて移動してください。
- ・駐輪場内での盗難・損傷等の損害について、その責を負いません。

団・駐輪場管理入室 ☎0475(73)8308

団安全対策課生活安全班 ☎0475(70)0387

●申請に必要なもの ○…必須 △…該当する区分の場合必要 ※年度をまたぐ申請は不可。

必要なもの	一般	学生	備考
申請書	○	○	駐輪場管理入室にあります
氏名・住所等が確認できるもの	○	○	運転免許証など身分確認ができるもの
学生証・合格通知書等		○	令和2年度に学生であることを確認できるもの
利用許可証	△	△	今年度まで利用のある方はお持ちください
車体番号	○	○	
防犯登録番号	△	△	登録がある場合
標識番号等	△	△	原付(50cc以下)・普通自動二輪車(125cc未満)は排気量が確認できるもの

●利用料(自転車)

利用する方	一般	学生
市内	月額 1,200円	500円
	年額 13,200円	5,500円
市外	月額 2,000円	750円
	年額 22,000円	8,250円

●利用料(原動機付自転車・普通自動二輪車)

利用する方	一般	学生
市内	月額 1,600円	750円
	年額 17,600円	8,250円
市外	月額 3,000円	1,000円
	年額 33,000円	11,000円

※利用料は年額一括の場合、月額1か月分お得です。※永田駅前駐輪場は無料です。